



資産所得倍増プランについて

QUICK資産運用討論会

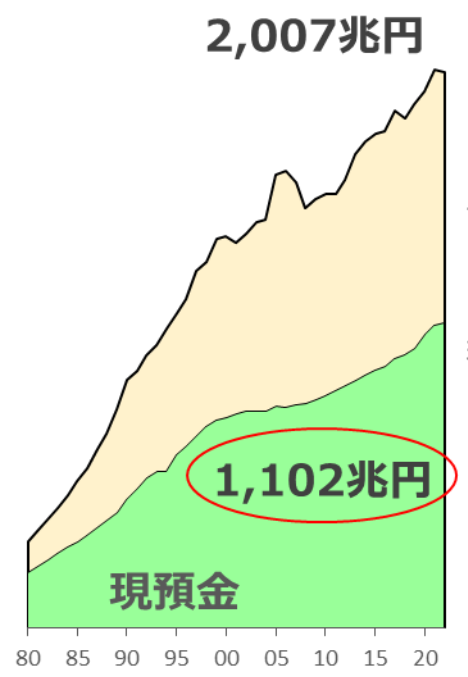
資産所得倍増プラン始動へ～金融ビジネスの今後～

2023年1月19日(木) 内閣府副大臣(金融) 藤丸 敏

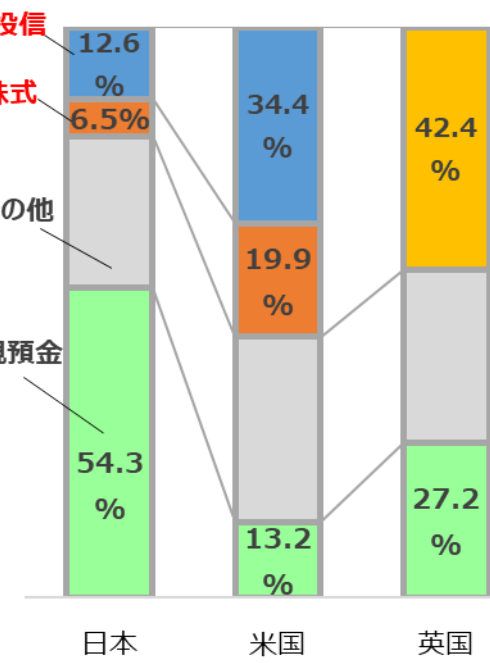
1. 資産所得倍増プランの概要①

- 2022年11月28日、新しい資本主義実現会議にて、資産所得倍増プランが決定。
- 我が国の家計金融資産の半分以上を占める現預金を投資に繋げることで、持続的な企業価値向上の恩恵が資産所得の拡大という形で家計にも及ぶ「成長と資産所得の好循環」を実現させる。

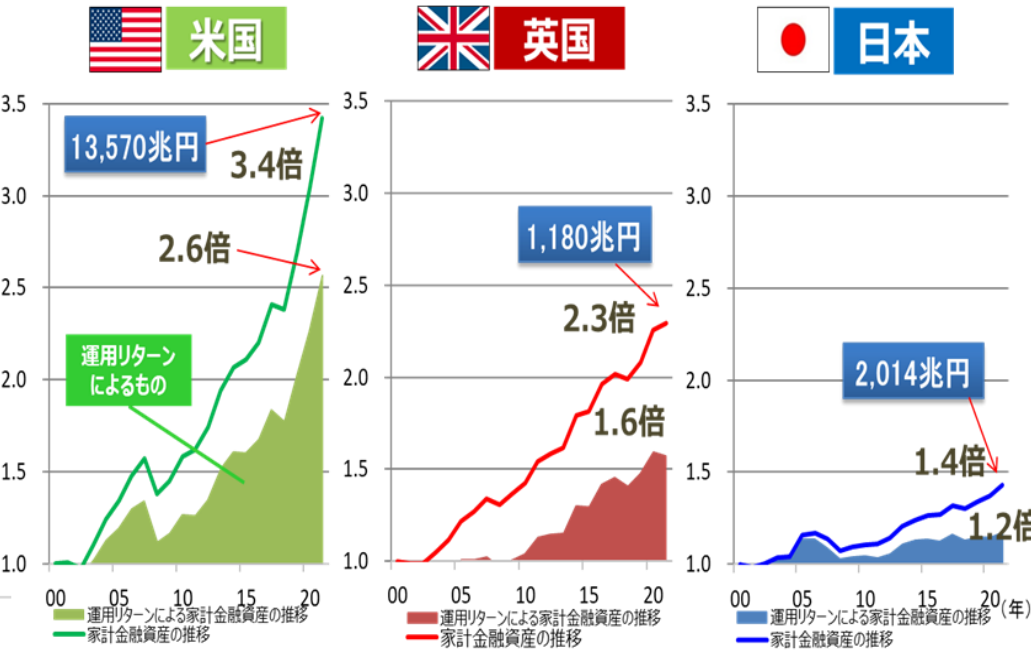
我が国の家計金融資産の推移
(2022年6月末時点)



各国家計の株式・投信の割合
(2021年末時点)



各国の金融資産の推移
(2021年末時点)



(出典) 日本銀行より、金融庁作成

(※) 株式・投信は間接保有を含む割合。
(※) 英国は株式と投信を合わせた割合。
(出典) FRB、ONS、日本銀行より、金融庁作成

(注) 上記の運用リターンによる資産の伸びは、資産価格の変動による伸びから算出してあり、利子や配当の受取りを含まない。
(注) 21年末時点の値。米国、英国については、21年12月末の為替レートにて換算(1ドル=115.08円、1ポンド=155.742円)
(資料) FRB、ONS、日本銀行より、金融庁作成

1. 資産所得倍増プランの概要②

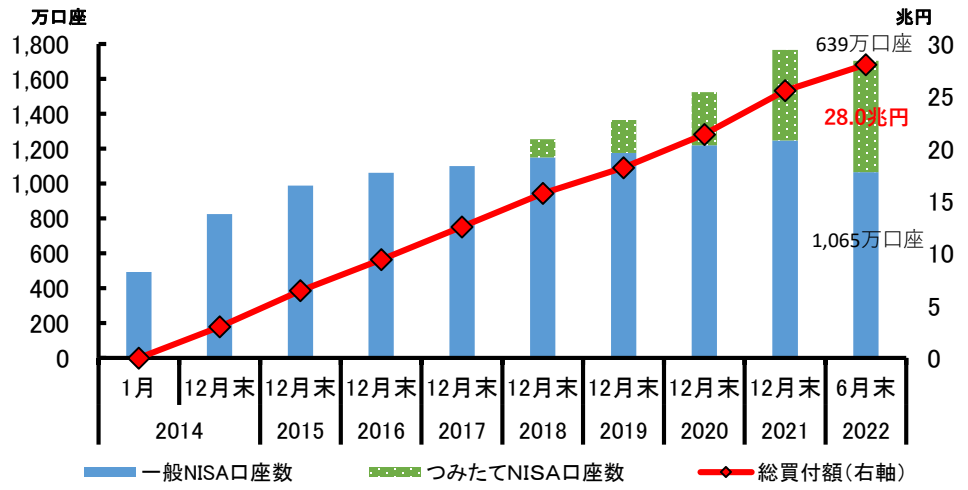
<目標>

- ① 5年間で、NISA総口座数（一般・つみたて）の倍増（1,700万から3,400万）、NISA買付額の倍増（28兆円から56兆円）
- ② その後、家計による投資額（株式・投資信託・債券等の合計残高）の倍増を目指す。これらの目標の達成を通じて、長期的な目標として資産運用収入そのものの倍増も見据える。

<プランの方向性>

- 投資未経験者が投資を行わない理由として、「資産運用に関する知識がないから」、「購入・保有することに不安を感じるから」を回答する人が多いといった調査結果もある。このため、NISA等の制度を簡素でわかりやすく、使い勝手のよいものとするとともに、投資に関する知識不足の解消や不安の払拭に向けた取組等が必要。
- こうしたことを踏まえ、資産所得倍増に向けて、7本柱の取組を一体として推進する。

NISA（一般・つみたて）口座数及び買付額の推移



(注) 18/3月末以降の買付額は、2018年1月のつみたてNISA開始に伴い、一般NISAとつみたてNISAの合計額を表示
 (資料) 金融庁

<7本柱の取組>

- 第一の柱：家計金融資産を貯蓄から投資にシフトさせるNISAの抜本的拡充や恒久化
- 第二の柱：加入可能年齢の引上げなどiDeCo制度の改革
- 第三の柱：消費者に対して中立的で信頼できるアドバイスの提供を促すための仕組みの創設
- 第四の柱：雇用者に対する資産形成の強化
- 第五の柱：安定的な資産形成の重要性を浸透させていくための金融経済教育の充実
- 第六の柱：世界に開かれた国際金融センターの実現
- 第七の柱：顧客本位の業務運営の確保

2 . NISAの抜本的拡充や恒久化

- 家計の資産を貯蓄から投資へと積極的に振り向け、資産所得倍増につなげることが重要。
- このため、NISA制度の抜本的拡充・恒久化を行う。

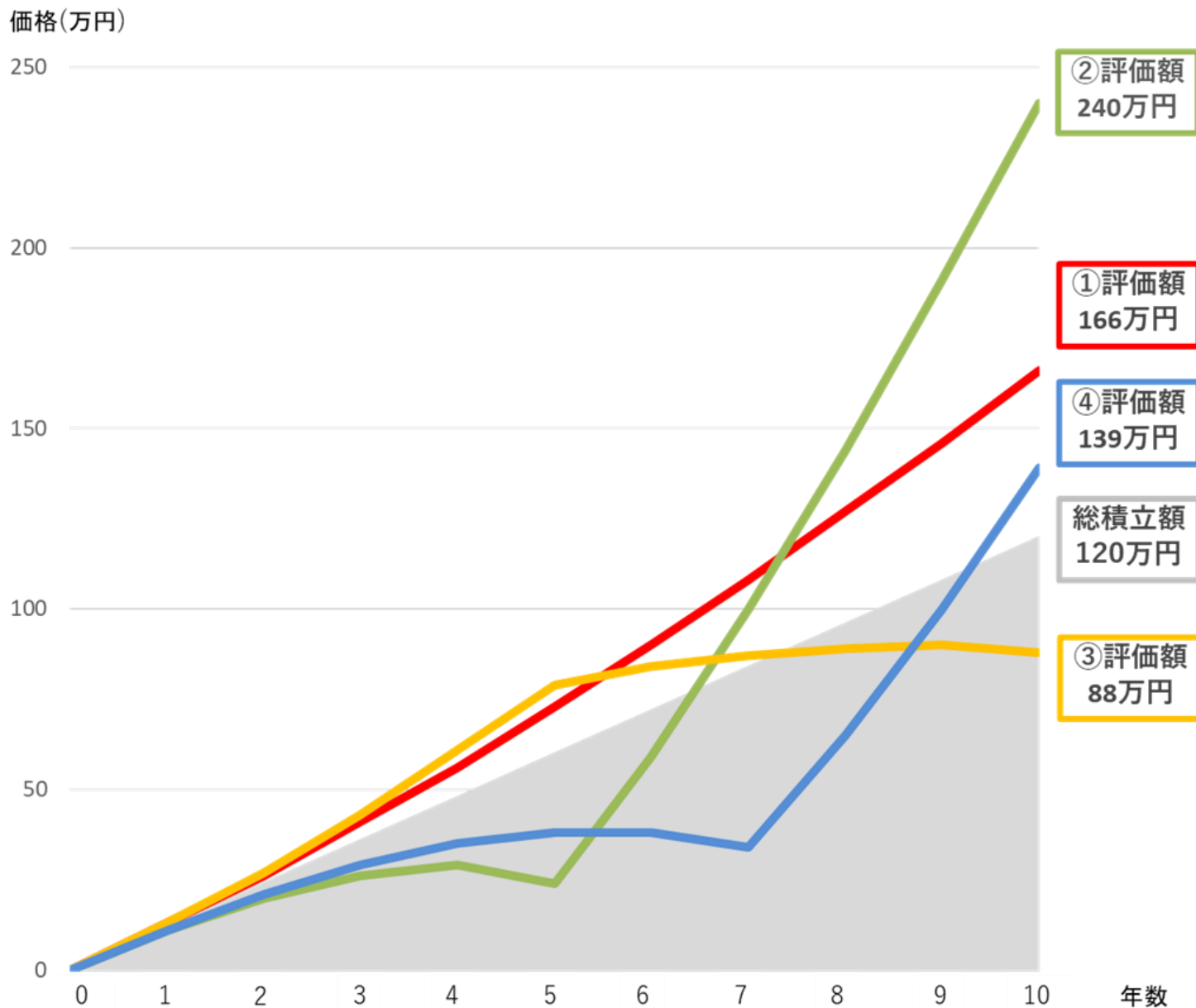
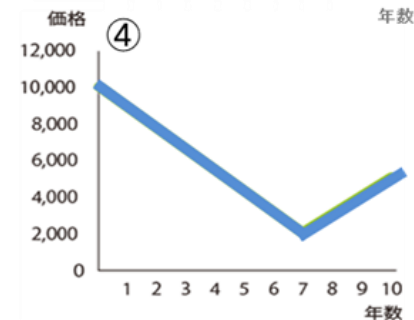
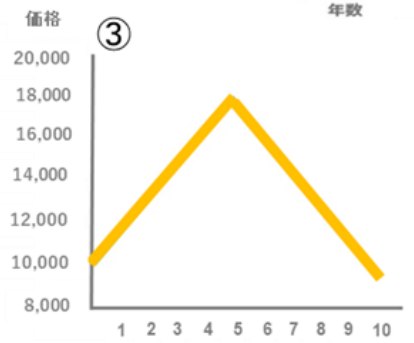
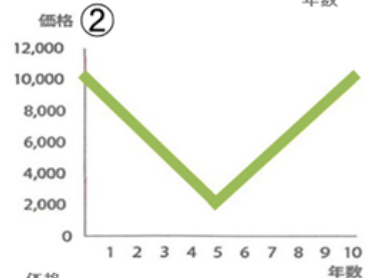
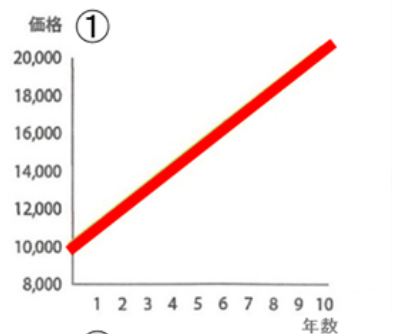
NISAの抜本的拡充・恒久化のイメージ

(2024年1月から適用)

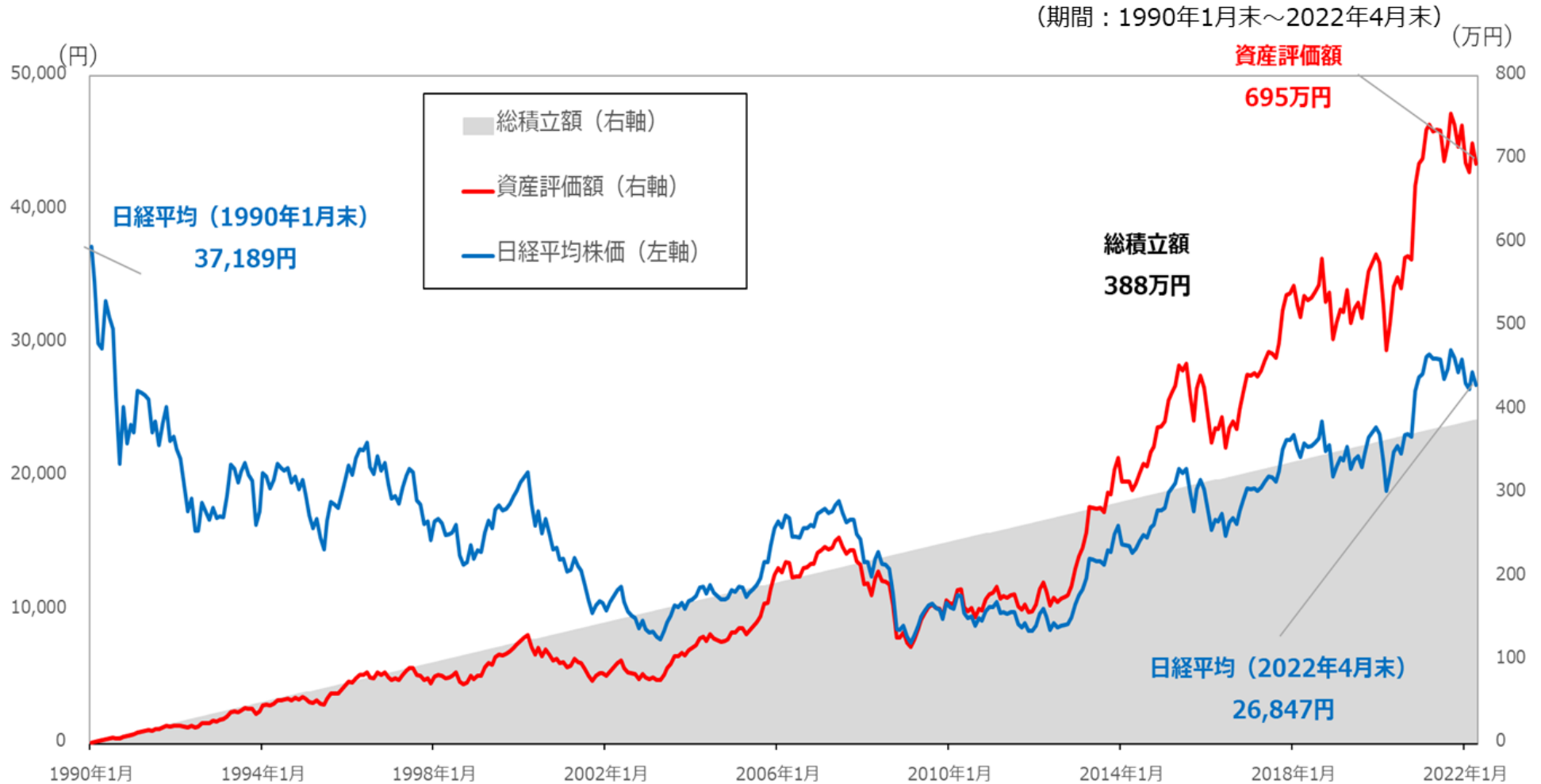
	つみたて投資枠	併用可	成長投資枠
年間投資枠	120万円		240万円
非課税保有期間 (注1)	無期限化		無期限化
非課税保有限度額 (総枠) (注2)	1,800万円 ※簿価残高方式で管理(枠の再利用が可能)		
			1,200万円(内数)
口座開設期間	恒久化		恒久化
投資対象商品	積立・分散投資に適した 一定の投資信託 〔 現行のつみたてNISA対象商品と同様 〕		上場株式・投資信託等 (注3) 〔 ①整理・監理銘柄②信託期間20年未満、高レバレッジ型及び毎月分配型の投資信託等を除外 〕
対象年齢	18歳以上		18歳以上
現行制度との関係	2023年末までに現行の一般NISA及びつみたてNISA制度において投資した商品は、新しい制度の外枠で、現行制度における非課税措置を適用 ※現行制度から新しい制度へのロールオーバーは不可		

(注1) 非課税保有期間の無期限化に伴い、現行のつみたてNISAと同様、定期的に利用者の住所等を確認し、制度の適正な運用を担保
(注2) 利用者それぞれの非課税保有限度額については、金融機関から一定のクラウドを利用して提供された情報を国税庁において管理
(注3) 金融機関による「成長投資枠」を使った回転売買への勧誘行為に対し、金融庁が監督指針を改正し、法令に基づき監督及びモニタリングを実施
(注4) 2023年末までにジュニアNISAにおいて投資した商品は、5年間の非課税期間が終了しても、所定の手続きを経ることで、18歳になるまでは非課税措置が受けられることとなっているが、今回、その手続きを省略することとし、利用者の利便性向上を手当て

(参考①) 積立投資と株価の関係 (毎月1万円 10年間積立の場合)



(参考②) 日経平均最高値の翌月から日経平均に毎月積立投資をした場合のシミュレーション



(資料) Bloombergのデータを基に金融庁作成

・上記は毎月末1万円を積立投資したと仮定して試算。なお、税金・手数料等は考慮していない。

(参考③) つみたてNISAにおけるシミュレーション(2000年1月～2022年11月)

「日経平均株価」に連動する商品に、①毎月2万円、②毎月5万円、③毎月2万円+ボーナス月(6月、12月)は5万円上乗せの積立投資をした場合のシミュレーション(コスト控除後)

①毎月2万円を積立投資した場合

+659万円(+120%)



②毎月5万円を積立投資した場合

+1,648万円(+120%)



③毎月2万円+ボーナス月(6月、12月)は5万円上乗せの積立投資をした場合

+926万円(+120%)



(注) つみたてNISA対象商品のうち、「日経平均株価」のインデックスに連動する代表的な公募投信の基準価額を用いて、2000年1月から2022年11月まで(275カ月間)、各月末に積立投資したと仮定して試算(2022年11月末時点)。なお、上記のシミュレーションは、過去の実績を基に算出したものであり、必ずしも将来の運用成果を示唆するものではありません。

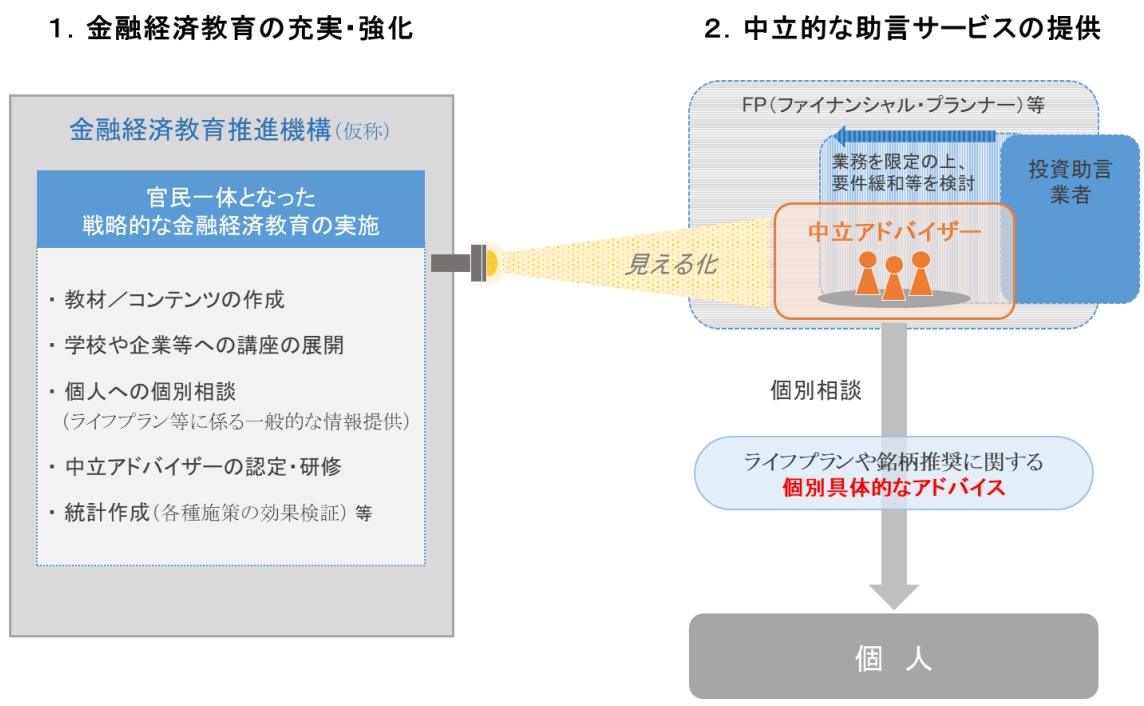
3. 消費者に対して中立的で信頼できるアドバイスの提供を促すための仕組みの創設

■ 金融経済教育推進機構（仮称）が中立的なアドバイザーの認定を行う。助言対象を絞った投資助言業（例えば、つみたてNISAやiDeCoに限定）の登録要件を緩和する。

- <課題>
- 個人が信頼できるアドバイザーが身近に不在。
 - 特定の金融商品の仲介業や代理店に偏らないアドバイザーの振興が重要。
 - 投資初心者層へのサポートが必要。

- <中立的なアドバイザーの見える化>
- 機構がアドバイザーの中立性を認定。
※ 認定中立アドバイザーの支援策（補助金等）も検討。
 - 安定的な資産形成に資する商品（例えば、つみたてNISAやiDeCo）に対象を絞った投資助言業の登録要件の緩和を検討。
※ 当局の監督体制の整備を併せて検討。

金融経済教育推進機構（仮称）の役割（イメージ）



4. 安定的な資産形成の重要性を浸透させていくための金融経済教育の充実

■ 中立的な組織として金融経済教育推進機構（仮称）を設立する。国全体として総合的かつ計画的に推進すべく、国家戦略としての「基本的な方針」を策定する。

<課題>

- 官民による様々な取り組みが行われているが、資産形成に関する金融経済教育が国民の隅々まで行き届いていない。
- 中心的な担い手である業界団体は、販売目当てと思われ敬遠。
- 政府一丸となって、省庁横断的に、家計の安定的な資産形成を実現するための施策を総合的に推進していくことが重要。



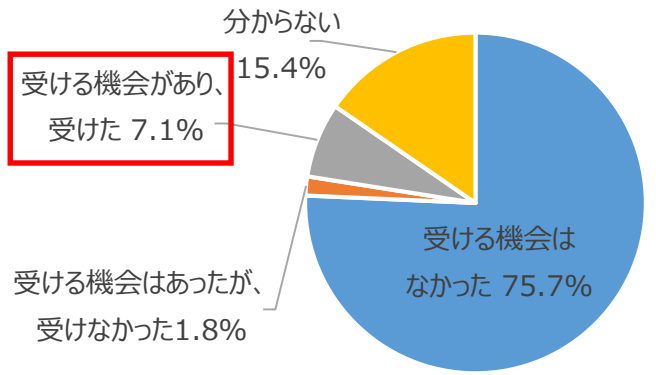
<金融経済教育の充実>

- 中立的な立場から金融経済教育を提供する「金融経済教育推進機構（仮称）」を、法律に基づき設置（2024年中）。
- その際、金融広報中央委員会（事務局：日本銀行）の機能を移管・承継するほか、運営体制の整備や設立・運営経費の確保に当たっては、政府・日銀に加え、全銀協・日証協等の民間団体からの協力も得る。
- 適切な役割分担の下、官民一体となって、金融経済教育を戦略的に実施。

<省庁横断的な取組みの推進>

- 資産形成支援に関連する施策を関係省庁や地方自治体・民間団体等が連携して、国全体として総合的かつ計画的に推進すべく、国家戦略としての「基本的な方針」を策定する。

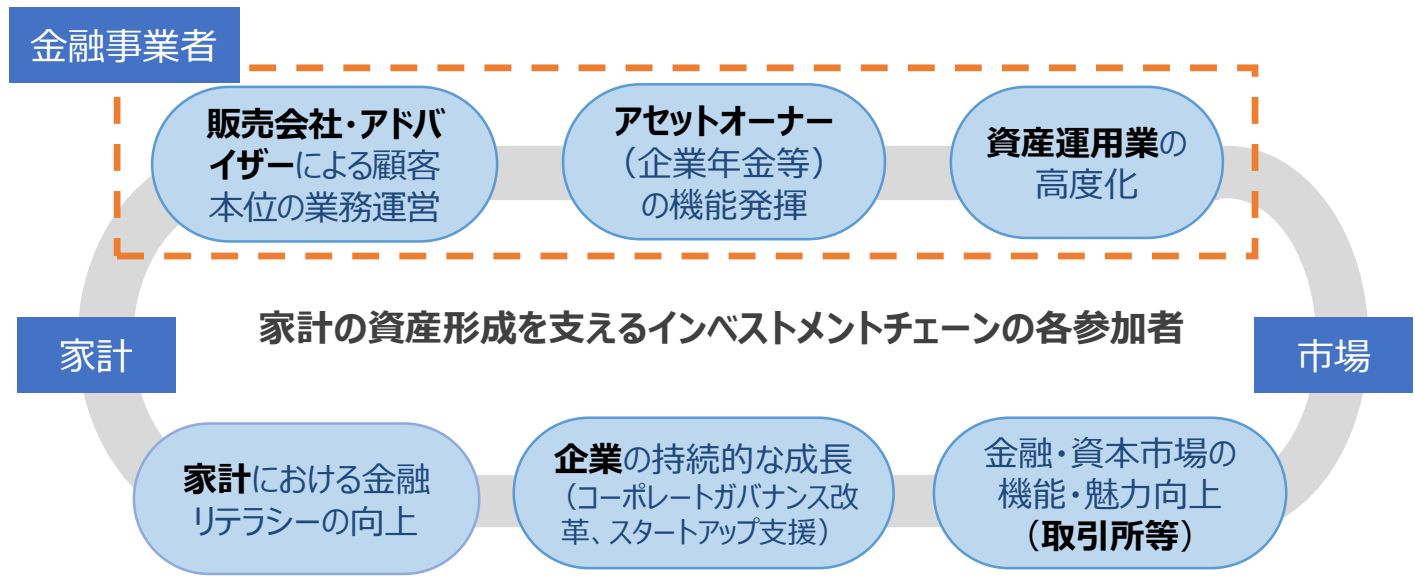
金融教育の経験（学校等）



(資料)金融広報中央委員会「金融リテラシー調査2022年」

5 . 顧客本位の業務運営の確保

■ 国民が安定的な資産形成を行うためには、金融商品の販売、助言、商品開発、資産管理、運用等を行う金融事業者による顧客本位の業務運営を確保することが重要。



<課題>

- 金融事業者・年金関係者等において、顧客本位の業務運営を確保することが重要。
- これまでプリンシプルベースの対応により、金融事業者の取組みを促してきたが、現時点でも、顧客利益に適さない金融商品の販売が散見されるなど、顧客本位の業務運営の確保は不十分。

<顧客本位の業務運営の水準の統一と底上げ>

- 顧客・最終受益者の利益を第一に考えた立場からの業務運営が確保されるよう、プリンシプルベースの取組みにルール上も根拠を規定。
- 対象に、金融事業者の他に年金関係者（企業年金等）も加え、市場横断的な対応を図る。